

I 職業紹介事業

28年度の建設投資は、51兆7,700億円（国土交通省）で前年度比1.6%増となる見通しである。

一方、あいりん地域においては、関西圏での民間工事の伸び悩みや公共工事の波及効果が見られず、求人状況に改善の兆しは見られなかった。

また、日雇雇用保険の厳格な適正指導や請負単価の上昇が進まない中での社会保険加入の要請は、事業所にとっては大きな負担となっている。さらに、人手不足を解消する有効な手立てを講じることができない状況に置かれている。

センターでは、就労経路や労働条件の明確化を進めるため、労働条件を明示したセンター発行の「プラカード」を介しておこなう相対紹介と、求人票の公開掲示による窓口紹介をおこなっている。

28年度は多様化している求職者のニーズに対応するため、利用者カードや求職相談記録の作成を進め、労働者の職歴、資格の把握をおこない、より一層の適格者紹介に努めた。また、利用者カードの普及促進から蓄積されたニーズに基づき、新規求人開拓をおこない、職業紹介につなげ、就職率の向上を図った。

寄場においては、適正な求人活動を促進させるため、「求人森」をより積極的に活用し、求職機会の拡大を図った。

1 職業紹介

(1) 相対紹介による現金求人（現金払いの日々雇用）

早朝時の就労あっせんは、求人者と求職者が労働条件を明示している「現金求人プラカード」に基づき、直接、雇用関係を成立させる「相対紹介」方式を採っている。

センターでは、毎日早朝時に、職員が事業所より求人数の聞き取り、確認をおこなっている。

28年度の日雇紹介は、33,660件、延べ248,220人で、目標は、若干上回ったものの27年度と比べ、0.3%の減少となった。

また、前年度寄場に設置した「求人森」の相対契約求人プラカードに加え、新たに現金求人プラカードを掲示した。求職者に広く求人情報を周知することにより、就労機会の拡大を図った。

さらに、事業所及び求職者へ「求人森」の認知度を上げることにより、適正な求人・求職活動の促進をおこなった。

なお、明示された労働条件と異なる条件での就労を求められたとき等の苦情については、相談窓口で対応している。（7ページ参照） [第1表-1～7、図表①～⑤]

(2) 相対紹介による契約求人（30日以内の雇用）

寄場において、30日以内の期間を定めて、雇用関係を成立させる求人については、「契約求人プラカード」に基づき紹介をおこなっている。

28年度の相対紹介による契約求人の紹介は1,578件、10,528人、延べ138,116人で、延人数では27年度比1.5%の減少となった。

前年度に引き続き、寄場に設置した「求人森」に相対契約求人プラカードを掲示し、労働条件の明示に努めた。これにより、労働者が「求人森」を利用して、相対契約の成立がおこなわれた事例が多く生まれている。さらに、センター窓口においても、「求人森」に掲示している求人について、労働者からの問い合わせや事業所へ紹介が増えつつあり、就労機

会拡大の効果があらわれている。

契約求人についても、労働条件等の苦情について、相談窓口で対応した。(7ページ参照)

[第2表-1、第2表-1-①、図表⑤・⑥]

(3) 窓口での紹介による契約求人(30日以内の雇用)

事務所窓口で求人票を掲示する「窓口紹介」では、30日以内の期間を定めて雇用する契約求人の紹介をおこなっている。

28年度は、利用者カードによる求職者ニーズの把握に努め、以前求人実績があった事業所へ積極的な雇用勧奨をおこない、窓口求人の利用に誘導して事業所と求職者のマッチングの向上を図った。しかしながら、前年度と比較して就労地が東京都、千葉県、富山県などの遠隔地の職人求人が無くなったことなどにより、27年度比5.2%減少し、延人数34,247人となった。建設技能労働者はセンターでも不足している状況があり、幅広いニーズに対応した職業紹介と雇用条件改善に向けた取り組みが求められている。

[第2表-1、第2表-1-②、図表⑤・⑥]

(4) 窓口での紹介による現金求人(現金払いの日々雇用)

寄場に直接出向くことのできない中小の事業所にむけて、窓口においての現金求人の申込みをおこなってもらえるように努めている。

現金求人の場合、就労日に労働者が現場に行かないと、当日の作業に支障等が起きるため、待合場所・時間が守れること、業務の経験や職務に耐えうる体力の有無などを把握している。紹介する際には労働者に念を押して紹介し、継続して求人が確保できるよう努めている。

現金求人は労働者からの要望も強く、事業所訪問・求人開拓を通じて、新たに利用する事業所を広げ、労働者からの要望に応えるように努めた。

28年度の窓口紹介による現金求人数は、588人で27年度比6.2%減であったが、紹介数は482人で27年度比6.4%増となった。 [第2表-2]

(5) 一般求人・紹介(30日を超える長期の雇用)

「窓口紹介」では、雇用の定着・安定を図るため、22年度から一般雇用保険に加入している事業所からの一般求人を掲示し、常用を含め安定的雇用の紹介に努めている。

求職者にとっては、建設業だけでなく警備業や清掃業といった選択の幅が広がっており、求人数・紹介数ともに増加した。

また、清掃業体験講習の受講者に対しては、履歴書の書き方、面接の受け方など技能講習係と連携しながら支援し、求職相談の充実を図った。

28年度の一般求人数は1,357人で27年度比25.0%増となった。 [第3表]

(6) 高年齢者職業紹介

55歳以上の労働者が求めているニーズにマッチングできる求人開拓に努めるとともに、一人一人の高齢労働者から就労に当たっての希望や職歴などを聴き取り、きめ細かい求職相談・就労支援をおこなった。

また、高齢者特別清掃事業(特掃)は、就労機会が減少し生活に困窮している55歳以上の地域日雇労働者からの申込を受け、登録制で輪番紹介をおこなった。

① 高年齢者窓口紹介

体力や健康状態、生活保護・年金受給の有無など個別の事情によって地域高年齢労働者の求人に対する要望は、日々雇用にとどまらず、短時間就労が可能なアルバイトやパート、清

掃業や警備業の常用雇用など多岐にわたっている。これらニーズの把握に努め、それに沿った求人開拓をおこない、高年齢者それぞれの能力や状況にあった紹介につなげてきた。

一方で、28年度の高年齢者窓口紹介は8,280人と目標を17.2%下回った。

ただ、一人一人に寄り添った求職相談の結果、短時間就労やアルバイト的就労が可能な清掃業や警備業・運輸業への紹介にも努めたため、一般求人への紹介は増加した。

〔第5表、図表⑦〕

②「高齢者特別清掃事業（特掃）」等の輪番紹介

特掃やセンターガードマンは、就労機会が減少し生活に困窮するようになった地域の高年齢日雇労働者を対象とする特別就労対策事業である。これによって食と住を確保し、少なくとも現金就労に備えようと、現役で就労している高年齢労働者も新規に登録をおこなっている。登録労働者の就労意欲は非常に高く、特掃で99.7%、センターガードマンで96.1%という高い就労率を維持している。

また、あいりん労働福祉センターやあいりん地域、府内各地の就労先で環境美化に貢献し、その就労態度にも高い評価を得ている。

特掃の登録者に、毎日、就労場所（センター内清掃、地域外清掃、道路清掃、市有地）別に輪番紹介をおこなった。28年度は一人当たり月平均5～6回の紹介をおこなった。

〔第6表-1、第7表、図表⑦・⑧〕

別途、特掃登録者を対象に「あいりん労働福祉センター就労幹旋機能向上事業（センターガードマン）」の輪番紹介を毎水曜日におこない、一人当たり年6回程度（1回3日間の連続就労）の紹介をおこなった。

〔第6表-2、図表⑦・⑧〕

(7)「求職者」の開拓、「求人情報」等の提供

就職・就労を必要としながらも、センターを知らないことで十分な相談を受けられていない人を発掘するため、生活困窮者自立支援事業を実施している「西成区役所」や受託事業者の「はぎさぼーと」、その他、大阪保護観察所・西成市民館・こどもの里・西成高校や今宮工科高校などを訪ね、求職者の開拓とともに求人情報の提供をおこなった。

ホームページやモニターを活用し労働者等へ求人情報を提供するとともに、年に3回（7月、10月、2月）、職種ごとに賃金調査をおこなってまとめたものを、求人する際の参考として事業所に提供した。

「はぎさぼーと」に対しては定期的に求人情報の更新をおこなった。

2 求職相談

(1) 一般求職相談

28年度は、より適格者紹介につなげるため求職相談の充実を図ったが、相談数（特掃登録者を除く）は、27年度比19.8%減の4,692人となった。

また、窓口紹介の求職者を対象に、求職相談を強化し利用者カードを作成し、職歴や資格の有無などの聞き取りに力を入れ、相談記録の作成を積極的におこなった。その結果、新規求職相談数は、27年度比31.3%増の193人となった。

さらに、地域の支援団体等への訪問や生活保護までには至らない求職相談者への就労支援をおこなうため、生活困窮者自立支援法に基づき施策を実施している西成区役所や「はぎさぼーと」などへも訪問し連携を図りながら、求職相談の充実を図った。

28年度は、労働福祉課との連携も図りながら継続的、包括的な就労支援をおこない、職業紹介を進めた結果、就職率（紹介票交付数/求職受付数）は、75.9%となった。〔第4表〕

(2) 高齢者求職相談

事業所に対して、一人一人の職歴や経験を十分に把握した上でのアピールを積極的におこなって、多くの高齢労働者を就労につなげてきた。その結果、高い評価を得て繰り返し雇用される労働者を増やすことができた。

また一方では、就労意欲があるものの加齢に伴う体力の衰えなどで従来の職種には応募できなくなった高齢労働者も多い。そのため本人の状況をしっかり聴き取り、相談者のニーズにあった新たな分野で就労し活躍ができるよう支援してきた。

また、地域関係機関やセンター窓口でも求人情報の周知に努め、今までセンターを利用したことがない人にも支援の機会を増やすように努めた。 [第7表]

3 施設1階寄場を中心に求人事業所の指導及び就労経路の正常化促進

(1) 事業所指導

① 事業所指導

センターは、寄場及びその周辺を中心に求人募集をおこなう事業所に向けて、労働条件等の明確化を求めてきた。今後も、労働者が安心して就労機会を得られるよう、事業所への指導を強化し、適正な職業紹介をおこなっていく。

指導した内容については、データとして整理し、求人開拓やマッチングに向けての活用を図った。また、法令の遵守・雇用条件の改善についても働きかけを強めた。

さらに、訪問・電話・文書を通じて事業実態を把握し、労働者に確かな事業所情報が提供できるよう求人内容の確認をおこなった。 [第8表-1~6]

② 「求人の森」へのプラカード掲示促進指導

日雇求人及び契約求人での労働条件をより明確化させていくため、求人の森（相対紹介プラカード掲示場所）への利用促進をすすめた結果、年度中の最高掲示枚数は現金17枚、契約93枚となった。 [第8表-2]

③ 事業所懇談会

28年度の事業所懇談会は、登録事業所20社25名が参加し、社会保険労務士法人より「社会保険（雇用保険、健康保険・厚生年金保険）加入手続きの実際」について講演をおこなった。講演後は、社会保険等の未加入対策の推進についての取組み具合や実務的な流れを中心に意見交換をおこなった。

また、併せて本年度は少数の事業所を集め座談会形式で、社会保険等について意見交換をおこない、参加事業所からは日雇雇用における社会保険加入について様々な意見等が寄せられた。

④ 登録事業所への調査

求人動向と宿舍の現状を把握するため、地域労働者を雇用している事業所203社を対象に電話、FAXなどで求人事業所調査を実施した。そのうち回答を得たのは182社であった。（調査期間：10月26日から11月6日）

「今後の仕事量」については、「上向き」と回答する事業所が上昇傾向にあるものの、近畿圏内においては、公共工事の減少、民間工事の冷え込みが続いている状況下にあることから、本音としては「前年より少しマシ」という趣旨で「上向き」と回答する事業所も多かった。また、宿舍については、緩やかな減少傾向が続いているものの、事業所の「契約雇用」に対する需要は一定数あることから、「宿舍の廃止は今のところ考えていない」と回答する事業所も多かった。

また聞き取りの中で、事業所から求人、賃金動向や社会保険等についての疑問や要望等も寄せられた。〔第8表-7〕

⑤ 労働・社会保険の適用、建設業退職金共済制度への加入状況の把握と促進

毎年3月末から4月において、円滑な求人受理を図るため、日雇雇用保険等の更新状況について確認をおこなっている。本年度は159社が日雇雇用保険の更新したことが確認された。また、日雇健康保険については、24社が加入していることが新たに確認され、社会保険等の加入について制度が定着するよう努めた。

(2) 就労正常化の促進

① 就労正常化促進特別指導

毎日の早朝時に、寄場及びその周辺において「労働条件の明示」や「適正な労働契約の締結」などを図るため、就労あっせんの正常化を促進する取り組みをおこなっている。

これに加え、月に1回ないし2回、早朝5時からの「就労正常化促進特別指導日」を設け、通常の業務でおこなえていない就労経路および労働条件の明確化を図った。

今年度は、指導機会を通じ適正に事業所に対し指導(社会保険加入、「求人」の森)の活用、未成年者雇用等)をおこなった。〔第8表-1〕

② 寄場及びその周辺における適正な求人を促すための指導

寄場及びその周辺において、早朝の時間帯を除いた時間に適正な求人活動を促すため週に2回、「求人事業所調査指導日」を設定し、指導をおこなった。

「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づく募集方法、プラカードの掲示及び期限切れプラカードの回収などの指導を強化した。〔第8表-1〕

4 就労機会の確保のための求人開拓事業

労働者ニーズの多様化にともなう様々な業種の事業所を確保するよう努めた。

とりわけ、技能資格取得者、建設業以外の産業への職種転換希望者、建設業未経験者の受け入れ先の求人開拓をおこなった。28年度は、8件の新規登録がなされた。

また総合相談での就労支援や求職者相談に対する、「日雇」から「常用(期間の定めのない雇用)就職」への準備就労である「アプローチ就労」への協力事業所の一層の充実を図り、27年度からの合計で50社の協力事業所を確保することができた。

〔第8表-1~2〕

(1) 新規開拓

従来からの就労先の確保に加え、新たに地域に職を求める労働者や総合支援を必要とする労働者の就労機会を確保するため、様々な職種や雇用形態の求人が求められている。

そのため、ハローワークの求人情報をはじめ、各種求人情報誌・新聞広告・インターネットでの求人情報など、あらゆる媒体から情報収集をおこない、訪問や求人勧奨パンフレットの送付により新規事業所への求人開拓をおこなった。

今年度は、昨今の日雇雇用保険制度の悪用事案に伴い、各ハローワークでは事業所に対し同制度の適用につき、これまで以上に適正化を厳密におこなった。この事により、センターに日雇雇用を望む事業所からの相談はあるものの、ハローワークにて同制度の適用にまで至らないケースが多々見受けられ日雇求人事業所の登録は2件にとどまった。

また、一般登録事業所については、高齢者でも短時間での雇用を希望する者が就労可能な

事業所、特に清掃関連の求人開拓を中心におこなったが、求人条件面等(地域理解・トイレ清掃など)の壁があり、新たな登録、及び求人には結びつかなかった。 [第8表-1]

(2) 雇用勧奨

① 雇用勧奨

近年求人実績のない事業所や、地域から日雇労働者を雇用している事業所に対しセンターに求人申込を促し、訪問や文書などにより地域労働者の雇用勧奨をおこなった。

一般求人を受理した事業所や、新規求人開拓で登録をおこなった事業所に対して、継続して雇用勧奨をおこなった。 [第8表-2]

② 高年齢者雇用勧奨

高年齢労働者向けの雇用を確保するため、登録事業所に留まらず、清掃業・警備業等で短時間就労可能な求人や、週所定労働日数の少ない求人など、高年齢者向き職種の求人広告を出している事業所に対して雇用勧奨をおこなった。 [第7表]

5 就労機会の乏しい高年齢労働者に対する施設清掃等の仕事の提供

あいりん労働福祉センターの環境美化と、就労機会の減少している地域高年齢日雇労働者の就労機会の確保を図るため、「高齢者特別清掃事業(特掃)」に登録している労働者を対象に、あいりん労働福祉センターの施設清掃事業を実施した。 [第6表-1、図表⑧]

Ⅱ 労働福祉事業

建設業を中心に技能労働者に対するニーズは、高まる傾向にあるが、地域労働者の置かれている雇用環境は依然として厳しい。

そのため、労働者のホームレス化など、生活基盤の脆弱化を防ぐため「個別的・継続的・包括的」支援を実施する必要があると、労災・労働相談、医療・生活身上相談、労働者援護など、就労支援の一層の充実を図った。

28年度は、「利用者カード」の普及に努め、労働者ニーズの把握を強化する。また、職業紹介・求人開拓機能と連携し、より効果的な事業展開をめざした。

1 賃金等労働条件に関する相談

28年度の賃金等労働条件に関する相談は、窓口での問い合わせや、電話相談数を計上することとしたため、新規の労働相談件数は120.2%増となった。

継続労働相談件数は、関西圏での民間工事の伸び悩み、公共工事の減少等の影響により、引き続き求人状況の低迷が労働相談件数に影響し、昨年と比べ減少している。

賃金額や宿舍費、契約日数、作業内容等が「当初の約束と違った」「労働条件が明確でなかった」といった労働条件の不明確さや労働契約の不履行に起因する相談や、「体力がもたなかった」「仕事が少なく休みが多かった」「寄宿舍内の人間関係が悪かった」などの相談が寄せられた。

これらの問題や相談の解決のために、労働者自身が自分の問題として自覚を持って交渉することを前提として、事業所に連絡を取り、解決に向けた援助をおこなった。

相談記録の書き方について統一を図り、大阪労働局の見解をもとに学習・討議を重ね、違法性のある控除や労働契約への対応力を高めることに努め、相談の円滑化をすすめた。

また、就労に関するトラブルを未然に防止するため「センターだより」等を活用して啓発を勧めた。あわせて関係機関・簡易宿所への協力依頼を通じて、相談者の窓口への誘導を図った。

[第9表-1]

2 労災相談及び労災休業補償立替貸付事業

労働者が労働災害に遭った場合、その相談に応じるとともに、休業期間中の生活の安定を図るため、休業補償給付の立替貸付をおこなった。

また、立替貸付期間中に生活上の問題点を聴き取り、労災治癒後に安定した就労・生活が送れるよう、必要な支援をおこなった。

(1) 労災相談

現場の安全対策の不備と労働者の知識・経験不足とがあいまって、重大事故・重症化に結びつく傾向が顕著であった。

受傷後すぐに現場責任者への報告を怠ったり、病院での受診をしなかったなどの理由により、労災手続きがスムーズにすすまず、労働基準監督署への申告を援助せざるを得ない案件があった。また、労災についての基本的知識に乏しいため、労災手続きを継続的に支援する必要がある案件があった。しかし、引き続き求人状況の低迷が、新規の労災相談件数の減少に影響し、計画数に対して19.4%減となっている。

そのため、若年層が多い技能講習受講者をターゲットにして、「知っておこう労災保険」のリーフレット配布・注意喚起をおこなった。

また、労災手続きを円滑に図るため大阪社会医療センターと労災相談及び労災休業補償立替貸付事業について連絡調整会議を6月と11月に実施し、情報共有を行った。〔第10表〕

(2) 事業主証明の請求並びに代理請求に係る連絡調整事務

「事業所が労災と認めない」など、休業補償請求が受理されるまでに要する調整事務が多く、対応が困難なケースの占める割合が高かった。〔第10表〕

(3) 労災休業補償給付の立替貸付

新規立替貸付者に対し、労災休業期間中の生活の安定を図り、治療に専念してもらうため、日々貸付で8,434,000円(貸付延日数1,950日分)と一括貸付で547,156円の合計8,981,156円の立替貸付をおこなった。

立替金の差額精算5,691,110円と合わせ、取扱い合計は408件、14,672,266円であった。

27年度と比べ、貸付実人数は3名増の17名で、取扱い金額は、1,967,421円、13.4%の増であった。〔第10表、第11表〕

(4) 労災立替貸付債権の保全(貸付金の管理、回収)

傷病・通院確認、労働基準監督署との連携をおこない、8,707,156円の立替債権の回収をおこなった。〔第11表〕

(5) 労災休業者の就労自立への支援

労災治癒後、スムーズに安定した就労生活に復帰できるよう、労災休業補償費の立替貸付期間を活用して、生活上の問題点を聴き取って整理をおこなった。

住民票の回復、銀行口座の開設、債務問題の助言・誘導、年金受給資格の確認、健康保険加入、建退共加入、居住の安定化など、多面的支援をおこなった。

3 医療相談、生活身上相談、労働者援護

健康上の理由で就労の機会を逸した、一時的に生活に困窮している、より安定的な就労を求めているなどの労働者に対して、ワンストップで対応するため、課・係間の連携を図り就労に結びつくよう総合支援に力を注いだ。

(1) 医療相談

① 医療相談

治療が必要な労働者には、(社福)大阪社会医療センターへ診療依頼をおこなう。軽度の場合、労働者の求めに応じて傷テープ・オロナインを配付した。〔第12表〕

② 健康管理の推進

高血圧の労働者に対して、健康管理の啓発をおこなう。とくに、就労開始前には、自主的な血圧測定をすすめた。〔第12表〕

(2) 生活身上相談

① 総合受付による支援

「総合受付」において聞き取りをおこない、相談記録台帳を作成したうえで「利用者カー

ド」を発行するという手続きを徹底した。そのことにより係・課を超えたサービス提供と、円滑な相談対応が可能となった。

求職のために来所した労働者に対し、技能講習受講と建退共手帳作成の支援を提案して利用してもらったケースが好事例として挙げられる。

窓口誘導の取り組みとしては、簡宿及び地域の関係機関に対し協力を依頼した。また、地域内の宿泊施設について調査を実施することで、地域の実情や現状についての情報収集に努めた。調査を通じて新たに把握した情報を活かした、窓口誘導のための協力依頼等の実施は、29年度の課題とした。

「総合支援」においては困難事例が増加した。社会全体の生き辛さが強まる中、他の地域が支えきれないケースが地域に流入しているのだと言える。

困難事例への対応を主たる目的として、他機関との連携を広げ、深めた。ケースを共有した他機関が増加し「はぎさぼーと」等これまでも関わりのあった機関と共有するケースの数も増加した。

〔第9表-1、第9表-2〕

【新規相談者の特徴と支援内容】

ア. 特徴

i. 件数

28年度の総合支援対象者（新規）は85名だった。27年度（68名）に比べ増加した。

ii. 年齢

平均年齢51.1歳（27年度48.8歳）、最年少17歳、最高齢80歳であった。

iii. 相談回数

相談者毎の相談回数は最小で1回（初回相談で解決）、最大で12回だった。相談回数が最大の事例は障害者手帳申請作業を伴うものがあった。

iv. 主訴の内訳

求職」が71名（83.5%）「戸籍・住民票」が3名（3.5%）「健康・医療（27年度：医療相談）」が4名（4.7%）「住居・食事（27年度：生活相談・生活保護相談）」が7名（8.2%）であった。

イ. 支援内容

i. 当面の生活課題の解決

当センターの対応にて一定の解決をみたものが72名（84.7%）、他機関への誘導もしくは連携による解決が13名（15.3%）だった。また、当面の生活課題の解決方法は「職業紹介」が44名（51.8%）「求職相談」が17名（20.0%）「診療依頼」が4名（4.7%）「戸籍等手続」が4名（4.7%）「住居相談」が3名（3.5%）であった。

ii. 支援の傾向

主訴の大半が求職であることは一貫した傾向であった（71件83.5%）。また、主訴は求職であるが、相談の結果見出される「当面の生活課題の解決方法」が就労以外である事例が一定数存在することもこれまで同様であった（求職以外の主訴14件16.5%、紹介・求職相談以外による解決24件28.2%）。

他機関との連携では、協力機関である「はぎさぼーと」からの誘導が24名と飛躍的に増加した（27年度3名700%増）。27年度「はぎさぼーと」から当センターに誘導された事例においては、実効性ある対応を果たした実績が評価され、27年度比8倍の誘導につながった（年末の年越し相談において警備の事業所に住み込みで受け入れ

を要請、趣旨を理解いただき2名の求職者を受け入れいただいた)。

② その他の生活身上相談

ア. 戸籍・住民登録等事務手続きの相談

現場への入場・日雇労働被保険者手帳の取得や銀行口座の開設などのために、住民登録等が必要な労働者の相談・事務手続き援助をおこなった。

イ. 日雇労働被保険者手帳(雇用保険)の取得援助を含めた就労相談

就労・生活の安定のため、日雇労働被保険者手帳(雇用保険)の普及・啓発、取得援助を含めた就労相談をおこなった。

また、高齢者特別清掃事業の登録相談・求職相談や就労先に関する事など、個々の状況に添った就労に関する相談をおこなった。 [第13表]

ウ. 健康保険の資格取得にともなう相談

労働力の維持・回復のため、健康保険証の取得にともなう相談をおこなった。

また、日雇特例被保険者制度や国民健康保険の加入方法、介護保険を含めた費用負担など、資格取得にともなう相談をおこなった。 [第13表]

エ. 建設業退職金共済手帳の取得援助

退職後の生活安定のため、建設業退職金共済手帳の相談・取得のための取り次ぎ援助をおこなった。事業所や現場を転々とする地域労働者は、手帳取得の機会すら得にくい。退職後の生活に資するものであることから、建設業退職金共済手帳の取得援助と制度の普及に努めた。

また、28年4月からの制度改正による受給資格の緩和について、啓発をおこなったところ、反響は大きく窓口での問い合わせが相次いだ。 [第13表]

オ. 免許証・修了証を紛失した労働者の再交付相談と手続き援助

各種免許証・技能講習修了証を紛失した労働者の再発行相談と手続き援助をおこない、就労機会の拡大を図った。住居が不安定で現場仕事为主であることから、免許証・修了証などの紛失・破損の機会も多く、手続き方法が分からないなどの相談があった。手続き援助を通じて、就労機会の維持・拡大を図った。 [第13表]

カ. 住居の安定を求める相談

住宅の入居資格に必要な所得証明など、必要書類の取得・作成が難しい状況があった。相談者が求める情報の提供や入居に到るまでの書類作成援助などをおこなった。

[第13表]

キ. 尋ね人、落とし物、所得証明等に関する相談

郵便物・落とし物の受付件数が減少し、計画数に対して18.9%減となっている。

[第13表]

(3) 労働者援助

生活困窮状態にある者を就労へ結びつけるため、多様な労働者援助をおこなった。

① 短期宿泊援助

就労の意志を有し、就労機会の確保又は労働力の回復が期待できる労働者に対して、必要な宿泊援助をおこなった。また、簡易宿所への宿泊提供は、簡易宿所生活衛生同業組合の協

力を得ておこなった。

〔第12表、第14表〕

② 生活就労援助

貸金・労災書類等の受取りや交通費・食事代等で困っている労働者に必要最低限の援助をおこなった。なお、地域の関係機関や団体との連携を図り、地域の社会資源の活用をしたことなどで件数が減少した。

〔第12表、第14表〕

③ 労働者疾病予防援助

住居が確保できないため一時的に生活に困窮している労働者に、必要最低限の生活用品などの援助をおこなった。

〔第12表〕

(4) 常用就職支援資金貸付事業

日雇労働者が常用雇用の事業所へ安定的に移行できるよう25年度から試行していたが、事業所への負担感が大きく、結果的に実施に至らず28年度を以って廃止することとする。

この間、安定就労に向けて、労働者の生活状況に配慮した「アプローチ就労」への協力事業所の確保は、着実に成果を上げている。

また、社会福祉関係機関や地域の支援団体との連携も進み、「アプローチ就労」と組み合わせることで安定就労に結びつける就労支援の道筋が整いつつあり、引き続き就労支援事業を模索する。

Ⅲ 技能講習に関する事業

地域労働者は、現場経験が豊富であっても、資格がないために就労に結び付かないことがある。また、不安定な就労や労働条件によって、生活困難な状況に陥る者が多くいる。このため、地域労働者の技能資格の取得を促進し、就労機会の拡大を図ることを目的に、平成5年度から技能資格取得促進事業をおこなってきた。13年度からは、厚生労働省の日雇労働者等技能講習事業を受託し、建設機械をはじめとした広範な技能講習を実施している。

平成19年度からは、企画競争型の方式となり、平成26年度まで続けて受託してきた。

平成27年度からは、新たに民間競争入札型の方式が導入されることになり、より効果的・効率的な事業運営が求められることとなった。

平成28年度は、ハローワークの窓口にも技能講習掲示スペースの提供をうけ+広報宣伝の充実をおこなった。また、建設業の人手不足等のため受講希望者が講習日程の調整をおこなうことが難しく申込や受講が出来ないとの労働者の声にこたえるため、講習機関の日程で受講できるよう通所講習に募集方法の変更をおこなった。51科目600人の募集に対し、申込者は48科目780人、選考は48科目569人であった。受講者は47科目480人、修了者は474人であった。

〔図表⑩〕

1 建設技能のスキルアップ講習 — 「育つ」「ひろげる」講習の実施 —

建設業務関係技能講習は、平成27年度の「労働安全衛生規則」改正により実施された「足場の組立て等特別教育」をセンター内で実施した。募集人数を超える申し込みがあり、修了者より「センター内実施は、受講者にとって通所時間の短縮になり受講しやすかった」との声が寄せられ、平成29年度も需要が見込まれる。また、近年、解体現場では騒音等の対策のため、養生等により密閉された空間で解体や溶接の作業等をおこなうことが多く、粉じんの発生による爆発で大規模な事故につながる割合が高くなっているため「粉じん作業特別教育」を新規科目とし、スキルアップ講習の充実を図った。〔第15表-1〕

(1) 建設業務関係技能講習

- | | |
|---------------------|---------------------|
| a 車両系建設機械運転（整地他用） | b 車両系建設機械運転（解体用） |
| c 車両系建設機械運転（基礎工事用） | d 締固め用建設機械 |
| e 不整地運搬車 | f ショベルローダー等 |
| g 足場の組立て等特別教育 | h 玉掛け |
| i ガス溶接 | j 足場の組立て等作業主任者 |
| k 地山の掘削・土止支保工作業主任者 | l 型枠支保工の組立て作業主任者 |
| m 建築物等の鉄骨の組立て作業主任者 | n 木造建築物の組立て等作業主任者 |
| o 有機溶剤作業主任者 | p 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 |
| q コンクリート解体等作業主任者 | r 石綿作業主任者 |
| s 職長・安全衛生責任者 | t 石綿使用建築物等解体等業務特別教育 |
| u アーク溶接特別教育 | v 研削砥石特別教育 |
| w 振動工具安全衛生教育 | x 電気取扱（低電圧 600V 以下） |
| y 丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育 | z 粉じん作業特別教育（新規） |

(2) 運輸業、製造業関係等技能講習〈建設業務にも有効〉

高所作業車及び小型移動式クレーンは、仕事と講習日程の調整がつかない労働者が多くいることが判明し、受講申込者が少なかった。そのため、随時募集に募集方法の変更をおこない受講希望者の確保を図った。

- | | |
|---------------|--------------------|
| a フォークリフト運転 ② | b 高所作業車 ② |
| c 小型移動式クレーン ② | d クレーン (荷重 5 t 未満) |
| e 床上操作式クレーン | (※ ②は 2 コース) |

2 職種転換、常用就職をめざした講習 —「変わる」講習の実施—

建設現場で就労している日雇労働者の中には、常用就職をめざす者、また高齢により体力的に就労可能な職種に転職したいと考えてはいるが、現状から踏み出せないでいる者も少なくない。

このため、労働者の不安をやる気に変えるため「見せる」講習として財団施設内にて「清掃業務体験講習」や「刈払い機講習」を実施し、受講者だけではなく、その受講風景を他の労働者が見ることによりやる気を引き出し、受講後の成功例をPRし、安定就労につながる講習を実施した。 [第15表-2]

(1) 自動車運転免許職種転換講習

自動車運転免許については、職種を問わず必要とされるものであり、旅客運送業、倉庫・陸上運送業、被介護者等の搬送など雇用の機会が見込まれる。しかし、受講期間が長く受講への固い意志が求められるため、就職への意欲を強く有する者に対して実施している。

平成28年度は、大型自動車運転免許で1名、大型特殊自動車運転免許で2名、大型二種自動車運転免許で1名の合計4名が修了し就職へとつながった。運転免許関係は、就職内定者又はそれに準じる努力をおこなっている者に絞り込み、職業理解の度合いや円滑な人間関係が築けるかなど、きめ細やかなカウンセリングを実施した。そのため、受講者数は計画数より大幅に減少したが、修了者の安定的な雇用への移行率は、極めて高いものとなっている。

- | | |
|---------------|---------------|
| a 大型自動車運転免許 ② | b 大型特殊自動車運転免許 |
| c けん引自動車運転免許 | d 大型二種自動車運転免許 |
| | (※ ②は 2 コース) |

(2) 介護業務関係職種転換講習

① 介護業務体験講習

「介護業務に興味があり、実際の現場を知りたい」「受講する前に現場を体験し、適性があるか判断したい」などの声に応え、体験講習を実施している。平成28年度は年度当初より予告ポスター、チラシを作成し、PRをおこなった。その結果2名が受講し修了した。

② 介護職員初任者研修

介護業務体験講習修了者2名のうち1名が介護関係の仕事につくために受講し修了した。

③ 全身性障がい者ガイドヘルパー養成研修

介護職員初任者研修修了者を対象に募集をおこない、1名の受講者が修了した。

また、年度後半に以前センターで介護職員初任者研修を修了した労働者よりガイドヘルパーの相談を受け、募集人数が1名であったが相談内容から資格が必要と判断し、募集人数を変更し修了した。

(3) 造園・林業関係職種転換講習

① チェーンソー (伐木)・刈払機 (草刈) 作業従事者講習

造園・林業に不可欠な資格であり、公共工事や農業、ゴルフ場など、様々な現場においても幅

広く活用されている。刈払機講習については、財団施設内で見学が可能な講習を実施し、見学者を受講へと誘導をおこなった。チェーンソー講習については、受講相談が少なかったため通所講習に募集方法を変更し、募集を募った。

② 刈払機・チェーンソー習熟講習

平成28年度から大阪府の森林環境税の創設にともない、森林保全対策の雇用が創設されることが見込まれたが、取り組みの準備段階であったため、あいりん地域への求人申し込みはなかった。しかし、森林保全の事業へ就労する地域労働者のニーズが高いことから、現場で安全に作業ができる労働者を安定雇用につなげる支援として、平成28年度は受講人数を拡大し、刈払機・チェーンソーの資格所持者に対し、作業の安全や習熟を図った。

第1回目は、刈払機講習・チェーンソー講習の選考説明会時に実施講習機関の担当者を招き、講習内容等の説明をおこなったが、希望者が2名で受講最低人数に達しなかった。しかし、第2回目はポスター、ビラ等を作成し習熟講習をPRした結果、6名が受講し修了した。受講者からは「センターで資格を取得してきたが、今回の資格取得後の習熟講習が1番役に立った」といった声が寄せられた。

(4) 機械の習熟を図る講習

技能講習の修了証を所持しているが、現場経験が浅く、資格を活かしていない者や習熟度を一層高めることを希望する者を対象に、就職・就業率の向上を図るため、講習を実施した。

① 建設機械等習熟コース

車両系（整地ほか用）受講希望者に対し、選考会時に講習の周知をおこない、資格取得後の技能の向上を図った。受講者からは「集中して機械の操作ができ、とてもよかった」という声が寄せられた。

② フォークリフト等習熟コース

フォークリフト受講希望者に対し、選考会時に講習の周知をおこなった結果、多数の受講申し込みがあり、計画人数を変更した。その結果5名が修了し、資格取得後の技能の向上を図った。

(5) 清掃業務体験講習

高齢になり、建設での就労継続が困難になった労働者を対象に、財団施設内で見学が可能な講習をおこない、受講者の就労意欲を高め、見学者を受講へ結びつけた。平成28年度の申込者は18名であったが、仕事との調整がつかず、最終的には修了者は11名となった。3名に受講者のうち1名がセンター登録事業所へ就職し、1名が自分でハローワークにて就職、もう1名が就労支援ナビゲーターを活用して清掃員のパート労働として就職し安定就労へつながった。

(6) パソコン講座

パソコン操作技能を身につけ、カウンセリングの受講をセットにすることで、履歴書や職務経歴書の作成を支援し、就職活動・面接を少しでも有利に進めることや実際に就職した際、書類や報告書の作成を求められた時の苦手意識の克服などにも資するため、初級及び中級に分け、受講者のレベルにあった講習を実施した。

平成28年度は、初級コース1回、中級コースを1回実施した。初級コースは6名が修了し、初級コースの修了者のうち、4名が中級コースを申し込んだが体調不良等で2名が辞退し、修了者は2名となった。受講修了者からは「講師の先生の説明がすごくわかりやすかった、本当に勉強になりました」との声が寄せられた。

3 キャリアカウンセリング等による講習・就労誘導

—「みつめる」機会の提供—

〔第16表〕

(1) 受講相談

相談者の職業経験や職業能力、希望する職業、生活状況等を勘案し、適性に応じたスキルアップ、職種転換・常用就職型講習の各メニューを提示し、適切な受講科目をすすめた。

受講修了後のアンケートを通じて、資格が活かせていないと回答した者へのフォローや就職者が職場に定着できるよう、アフターフォローを実施した。

(2) キャリア・カウンセリングの実施

自己分析や自己理解を通じて、講習や就労意欲の向上につなげるため、専門のカウンセラーによる支援をおこなっている。

平成27年度より、カウンセラー資格を有するコーディネーターを配置し、技能講習受講希望者や就労相談者に対して、常時対応することが可能となり、的確かつ効果的な技能講習の誘導や、安定的就労に向けた支援をおこなった。

平成28年度はカウンセリング直後アンケートを100件実施し、「これから目指す職種に対して自分自身が理解・克服していかなければならない事が確認できた」「面接での資格や経歴のアピール方法が整理でき、面接に自信を持っていけるようになった」との声が寄せられた。

また、安定的就労を目指す者を対象に、履歴書・職務経歴書の書き方、面接マナー、求職活動の方法などについて、就職活動講習会を実施した。

(3) 就労支援ナビゲーターへの誘導

平成26年12月からは、就労ナビ担当者が選考会に直接来所し、啓発をおこなうとともに、常用就職希望者に対して就職相談を実施している。

平成28年度は、年度途中から就労支援ナビゲーターが求人情報の端末機を持参し、その場で最新の求人票を出力し、紹介状を発行できる体制となった。受講件数は77件となり、その内8名が安定的雇用に結びついたと報告があった。

(4) 総合サポート体制を充実し、受講者の就労を支援

技能講習受講にとどまらず、資格を活かした就労へ誘導できるよう関係課と連携し、職業紹介や就労支援相談等の総合的サービスの提供をおこなった。

4 効果測定（事業所・受講者ニーズの把握）

(1) 受講終了時のアンケートの実施

受講修了後に実施したアンケートでは、受講修了者474名に対し470名より回答を受け、そのうち96.0%の455名から「役立った」との回答があり、講習科目設定等が適切であるかの判断材料となった。

(2) 就職・就業率の把握

平成28年度の受講修了者のうち、修了した日が属する月の翌月から3ヶ月間に月13日以上就業した日が2月以上ある労働者の割合（就業率）は、年度修了者474人のうち5月から11月までの修了者406名を対象で216人、53.2%であった。

また、募集人数に対する充足率が50%、就職・就業率が20%を下回る講習については要因

分析をした。そこで、建設業の人手不足等のため受講希望者が講習日程の調整をおこなうことが難しく、受講が困難な労働者が多いことが判明した。その結果、平成29年度の企画提案書では、受講日程や通所等の選択に幅をもたせるよう改善をはかった。

(3) 事業主の人材ニーズと労働者のニーズ調査

地域の平成28年度の求人は、建設業が88%を占めている。また、地域高齢者労働者には比較的軽作業の清掃関係や警備関係のニーズがある。

平成28年度は、事業所訪問時に「事業主の人材ニーズ」を54社から聞き取り、「労働者ニーズ」は新規受講労働者127人より聞き取りをおこない、平成29年度の講習科目に反映させた。

〔図表 ⑨〕

(4) 独自の受講者ニーズの把握

受講修了3ヵ月後に独自のアンケートを実施し、平成28年度は403名より回答があり、93.5%の337名より「資格が役立った」との回答を受け、「資格が役に立っていない」と回答した受講者には、カウンセリングや就労支援ナビゲーターへの誘導をおこなった。

〔図表 ⑩〕

IV 広報啓発及び福利厚生事業

あいりん地域における当財団の役割、各事業の一層の推進を図るためには、創意工夫したタイムリーな情報発信が欠かせない。

平成28年度は、ホームページやモニター・掲示板等を活用し、労働者・事業所にわかりやすい魅力的なPRをおこない、広報事業の強化、財団の認知度アップに努めた。

また、地域内の宿泊施設を調査して地域の実情を把握するとともに、事業の啓発や労働者ニーズの把握に関する課題の集約をおこなった。

1 労働安全啓発及び広報事業

近年、対応困難な労災相談の割合が高まり、法令違反を伴った賃金の不払い相談も生じている。そのため、「センターだより」等を通じた労働安全啓発に加え、労災補償制度のパンフレット等を独自に作成し啓発をおこなった。

あわせて、熱中症は命に関わるため、広報紙やポスターを作成し、労働者・事業所双方に対し啓発をすすめた。

また、日雇雇用保険・健康保険・建退共制度の普及を図り、東日本大震災復旧工事や除染作業の事例に対応した労働安全啓発に努めた。

さらに、地域の関係機関が主催する「よろず相談ウィーク」や「萩之茶屋文化祭」に積極的に参加し、財団の認知度アップに努めた。

2 センターだよりの発行

〔図表 ⑩〕

求人情報や労働関係の啓発・健康知識等の普及を図るため、広報紙「センターだより」を作成し、労働者・事業所及び簡易宿泊所、関係機関等に配布した。

平成28年度は、センター事業に関する周知・啓発に重点を置くとともに、地域労働者の声や地域の話題を活かした紙面の編集に努めた。

あわせて、センターで実施している技能講習、総合受付窓口の周知のため、ポスター等を作成し、簡易宿所など広く配布した。

月1回 2,500部

3 労働者べんりちょうの発行

日常の疑問やトラブル解決のための機関案内等、労働者の仕事や生活に役立つ情報を掲載した「労働者べんりちょう」を発行した。

また、事業所及び簡易宿所、関係機関等にも配布した。

年1回 6,000部

4 労働安全啓発相談

熱中症、除染作業、アスベスト等健康被害など、労働安全の啓発相談をおこなった。

5 労働力再生のための福利厚生事業

(1) 「将棋愛好者の集い」の開催

将棋の初心者を対象とした「入門編」を平成28年7月21日(木)に約11名の参加を得て開催した。参加者から「楽しかった。また参加したい。」という声が寄せられ、好評であった。

た。

平成28年10月17日(月)に約200名の参加を得て、「将棋愛好者のつどい」を開催した。昭和55年から開催しており、今回で36回目となった。

平成4年より日本将棋連盟の森信雄七段の指導を受けており、28年度も労働者同士のトーナメント対局のほか、指導対局、センターだよりに掲載した「次の一手」の問題の回答解説、お弟子さんとの対局などを企画した。

(2)「たそがれコンサート」の開催

地域労働者はもとより、地域住民にも広く親しまれる行事として定着している。

平成28年度も、大阪府立淀川工科高等学校吹奏楽部の協力を得て、平成28年9月1日(木)に萩之茶屋南公園(通称:三角公園)において約500名の参加を得て、「たそがれコンサート」を開催した。コンサートの開催時には、十分な注意を払い、トラブル等が起こらないよう安全確保に努めた。

V 日雇労働者就労援護施設の管理・運営

1 就労援護施設の管理による就労場所の提供及び付随機能の提供

当財団は、就労の不安定な方々が多数居住しているあいりん地域における労働者の就労の安定を図るとともに、福祉の増進に努め労働者の生活の向上に資することを目的とした事業を実施している。あいりん労働福祉センターは、日雇労働者の就労あっせん並びに労働者福祉の向上を目的に建設された施設であり、当財団の業務である就労あっせん等の就労支援機能のほか、日雇雇用保険・健康保険認定事務のための日雇労働者の待合施設としての機能を併せ持っており、施設の管理運営は、当財団が円滑に事業運営するためには極めて重要な業務である。

日雇労働者就労援護施設であるあいりん労働福祉センターの管理運営については、利用者の安全確保と円滑な管理運営に努めた。〔第17表、第18表〕

(1) 施設管理業務

施設内での喧嘩、暴言・威嚇行為、放置物品の対応及び一般車両の駐車排除勧告などの秩序維持・場内指導の実施や、あいりん労働福祉センターのシャッター開閉業務、受電設備等の維持管理、防火管理等の日常業務を適切におこない、日雇労働者就労援護施設の機能維持を図った。

とりわけ老朽化してきている建物の安全管理について、大阪府・国、その他の関係機関と協議をしながら更なる安全確保のための取り組みに努めた。

平成27年度に生じた一部シャッターシャフトの破損をふまえ、おこなったシャフト点検の結果、補強工事が必要と診断された5カ所のシャフト補強工事をおこなった。

建物の老朽化による落下物の危険を未然に回避するため平成27年度に実施した天井・外壁の打診調査を受け、剥落のおそれがある天井梁等の部分の除去工事を実施した。

また、建物北東部分、敷地内の路面に陥没が発生、津守工営所による応急処置を受けた。安全確保のため、早急に大阪府及び大阪市との協議し、陥没箇所の掘削調査をおこなった。結果、陥没箇所の土中に現在使用されていない配管が見つかり、土砂が流入していたため、土嚢とモルタルで閉じて復旧させ、利用者の安全確保に努めた。

シャッター閉鎖時の妨害等	年間実績	37件
消火活動・焚火の始末	年間実績	2件

(2) 環境美化業務

施設の衛生管理及び環境美化、施設的美観の維持・向上を図り、感染症の発生及び拡散を防ぐための消毒やあいりん地域高齢日雇労働者による寄場清掃、放置自転車の整理、落書きの始末や破損した掲示物の貼り替えなどを実施した。

平成28年度は、放置物品が増加する傾向が見られたため、西成区役所、西成警察署、津守工営所をはじめとする関係機関と連携し、2回、大規模な放置物品の撤去を実施した。

同様に、施設内への不法投棄も増加しており、再発防止を図るため西成警察署と緊密に連携して対応を図った。悪質な事例には、警察署に捜査依頼するなど、強い姿勢で臨んだ。

自転車の処理（撤去）年間	120台
自転車の処理（撤去）年間実績	54台
放置自転車の整理 年間実績1日平均	64台
落書きの始末 年間実績	41件

(3) 福利施設業者への指導

就労生活が不安定な日雇労働者が就労に従事するための必要な福利施設として、あいりん労働福祉センター内に売店・シャワー室が設置されており、それらの運営を委託している。

このため、低廉で行き届いたサービスがされるよう委託業者の指導をおこない、施設利用労働者の福利厚生の上をを図った。

また、地域労働者を対象に年2回シャワー室の無料開放をおこない、希望する労働者に対してタオル・石けん・カミソリの給付をおこなった。

売店・シャワー室等の委託業者 3業者 3店舗

(4) 事故時の緊急対応

シャッター閉鎖時の妨害・暴行傷害行為への対応、放火・焚火の対応、設備等破損の修復、便所・下水の詰り等への迅速な対応措置をおこなった。

平成27年度11月以降、6号階段付近等で、放火と思われる小火が相次ぎ12月以降1時間おきに実施していた施設内の巡回を30分おきに実施、引き続き平成28年度以降も実施し同様の事案の未然防止を図った。

(5) 労働者救護等

あいりん労働福祉センター内において、負傷や体調不良を訴える労働者の救護や泥酔者の緊急保護に取り組むとともに、医療機関等と連携して適切な対応に努めている。また、施設に不慣れな労働者に対しては、窓口へ誘導するなど、施設利用の援助をおこなった。

救急車の要請 年間実績 56人

2 たばこ販売事業

施設利用労働者の福利厚生のため、売店運営を委託しており、受託業者が販売するたばこの仕入れ、卸しをおこなった。

3 福利施設貸付事業

小間割店舗事業者に対し、店舗を貸し付け、低廉で行き届いたサービスがされるよう指導をおこなった。

また、携帯電話等を持たない利用者のため、公衆電話を設置し、運営をおこなった。